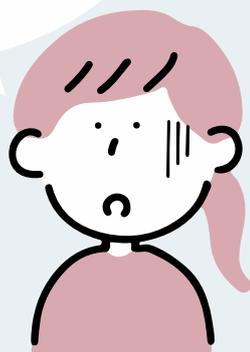


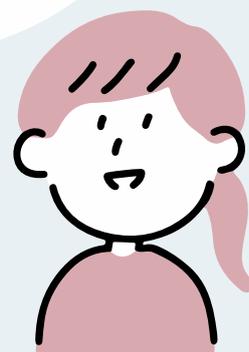
学校給食費を滞納している方へ

# 児童手当からの天引きができます

滞納してしまって  
一括で払うのが難しい



児童手当から  
天引きして完納



**支給される児童手当の全てまたは一部の額を  
滞納費用の支払いに充てることができます**

※複数のきょうだい分の児童手当を、  
きょうだいのうちの1人の滞納分に充てることもできます。

学校給食費を滞納し、放置すると、給与などの差押や法的措置の対象となります。滞納している方は早急に納付ください。やむを得ず全額を一度に納付することが難しい場合は申し出のうえ、児童手当から差し引いて滞納費用の支払いに充てることが可能です。

申請・お問い合わせ  
給食費のお支払いの相談について

木更津市役所  
学校給食課

☎ 0438-23-8440

# 一度申し出すれば申請した額を自動的に充当

学校給食課へ  
申請書を提出

児童手当から  
滞納費用の天引き

※児童手当は年6回（偶数月）1回につき2か月分支給されます。  
完納されれば天引きは終了します。

## 新たな滞納を生じさせないために…

- ✓今後の納付は必ず納期限内にお支払いください
- ✓引き落とし口座の残高確認をお願いします  
残高不足を防ぐため、給与口座等の登録をおすすめします。
- ✓納付書はコンビニ、PayPay、LINE Payで納付が可能です

## 各種減免制度について

### ● 就学援助制度

生活保護を受けている・生活保護を受けていないがそれに準ずる程度に困窮している場合は就学援助を受けることができます。

就学援助によって、給食費が実費で支給されます。

※申請時点で既に発生している滞納分に減免は適用できません。

学校教育課 ☎0438-23-5259



就学援助制度について

### ● 学校給食費の第三子無償化

子を3人以上扶養しており、上から3番目以降の子が市立小・中学校で給食の提供を受けている場合無償化の対象となります。

学校給食課 ☎0438-23-8440



学校給食費無償化事業について

## 生活困窮やその他生活上の悩みについて

福祉相談課 ☎0438-23-6716



お悩み相談窓口一覧